

旭川工業高等専門学校学生準則

制定	昭和37. 4. 1	
改正	昭和40. 4. 1	昭和45. 3. 31達第2号
	昭和47. 3. 6 達第2号	昭和63. 6. 27達第3号
	平成3. 3. 22達第11号	平成11. 4. 1 達第14号
	平成14. 3. 12達第9号	平成16. 4. 1 達第22号
	平成22. 3. 9 達第17号	平成24. 3. 9 達第22号
	令和3. 3. 22規則第12号	

旭川工業高等専門学校学生準則

第1章 入学誓約書及び保護者等

第1条 学生は、旭川工業高等専門学校学則、旭川工業高等専門学校学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに保護者等が連署した「入学誓約書」を校長に提出しなければならない。

第3条 保護者等となる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。ただし、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

第4条 保護者等が死亡し、又は資格を失った場合は、新たに保護者等となる者を定め、「保護者等変更届」を校長に提出しなければならない。

第2章 学生証

第5条 学生は、本校において交付する学生証を常時携帯し、本校教職員からの請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第6条 学生証は、その有効期間を終了したとき又は退学するときは、校長に返納しなければならない。

第7条 学生証を紛失し、又はき損したときは、その旨を校長に届け出て、再交付を受けなければならない。

第3章 休学、退学、欠席等

第8条 学生は、疾病その他の事由により、継続して3か月以上修学できないときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて「休学願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第9条 休学した者が、休学の事由がなくなったことにより、休学期間満了前に復学するときは、「復学願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、休学した者が、休学期間満了後に復学するときは、「復学届」を校長に提出しなければならない。この場合において、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

第10条 学生が退学するときは、「退学願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第11条 学生は、氏名の変更等一身上の異動があったときは、「氏名等変更届」を校長に提出しなければならない。

第12条 学生又は保護者等が住所を変更したときは、「住所変更届」を校長に提出しなければならない。

第13条 学生が欠席、欠課、遅刻又は早退するときは、事前に事由を明記して「欠席（欠課、遅刻、早退）願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。この場合において、疾病のため引き続き1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えなければならない。

第14条 父母近親の喪に服するときは、「忌引願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。忌引の期間は、父母7日、祖父母兄弟姉妹3日、曾祖父母伯叔父母1日とする。

第4章 服装

第15条 学生の服装は、常に本校学生としての品位を保つよう留意しなければならない。

2 服装等の基準については、別に定める。

第5章 健康診断

第16条 学生は毎年定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

第17条 校長は、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

第6章 学生会等

第18条 本校に、学生全員をもって構成する学生会を置く。

第19条 学生会について必要な事項は、別に定める。

第20条 学生が、学生会のほかに、学生をもって会員とする体育活動又は文化活動の団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、代表責任者の署名の上、「団体結成願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、組織変更、会の解散等の場合も、同様に届出なければならない。

第21条 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長がその解散を命ずることがある。

第22条 学生が、個人又は団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的、規約、役員に関する事項及び参加の目的を記載した文書を添え、個人又は代表責任者の署名の上、「校外団体参加願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第23条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長はその許可を取り消すことがある。

第7章 集会

第24条 学生が、校内又は校外において集会、催物その他の行事を行おうとする場合は、「校内・校外集会（催物）許可願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、許可した行事の実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。

第25条 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、校長がその中止を命ずることがある。

第8章 印刷物の配布及び販売

第26条 学生が、校内又は校外において雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布又は販売しようとするときは、「印刷物配布（販売）許可願」及び当該印刷物2部を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第9章 掲示

第27条 学生が、校内又は校外においてビラ、ポスター等を掲示しようとするときは、「掲示物許可願」及び当該掲示物を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、校内に掲示するときは、本校の定める掲示場所に掲示しなければならない。

第10章 施設（設備）の使用

第28条 学生及びその他の団体が、本校の施設（設備）を使用しようとする場合は、その目的、期日、施設（設備）の名称等を記載した「施設（設備）使用許可願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設（設備）についてはこの限りでない。

2 学生が、本校の施設（設備）等の使用中に、当該施設（設備）等を故意又は重大な過失により滅失し、又はき損したときは、弁償の責任を負わなければならない。

第11章 雑則

第29条 この準則の施行に際して必要あるときは、さらに施行細則を定める。

第30条 この準則に規定する書類の様式については、別に定める。

附 則

この準則は、昭和37年4月1日より施行する。

附 則（昭和40. 4. 1）

この準則は、昭和40年4月1日より施行する。

附 則（昭和45. 3. 31 達第2号）

この準則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和47. 3. 6 達第2号）

この準則は、昭和47年3月6日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和63. 6. 27 達第3号）

1 この準則は、昭和63年6月27日から施行する。

2 この準則の施行により、旭川工業高等専門学校学生服装規程（昭和37年4月1日制定）は、これを廃止する。

附 則（平成3. 3. 22 達第11号）

この準則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成11. 4. 1 達第14号）

この準則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、改正後の旭川工業高等専門学校学生準則第20条、第22条、第2号様式及び第6号様式から第15号様式までの規定は、平成11年1月1日から適用する。

附 則（平成14. 3. 12 達第9号）

この準則は、平成14年3月12日から施行する。

附 則（平成16. 4. 1 達第22号）

この準則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22. 3. 9 達第17号）

この準則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 3. 9 達第22号）
この準則は，平成24年3月9日から施行する。

附 則（令和3. 3. 22 規則第12号）
この準則は，令和3年4月1日から施行する。